第二章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　探照灯

（探照灯）

第三条の二　規程第百四十六条の八の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　適当な射光を有するものであること。

二　船橋から遠隔操作により回転できるものであること。

三　全方位にわたって水面を照射することができるように設置されていること。

第十五条中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第一号中「明りょう」を「明瞭」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（衛星コンパス）

第十五条の二　規程第百四十六条の二十の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　指針面の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。

二　操舵位置からその表示を明瞭に読み取ることができる位置に設置されていること。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

三　故障した場合に警報を発するものであること。

四　誤操作による補正装置の作動を防止するための措置が講じられているものであること。

五　第六条第八号から第十四号まで、第十三条第五号並びに前条第四号及び第五号に掲げる要件

第十六条中「次のとおり」を「前条第三号から第五号までに掲げるもの」に改め、同条各号を削る。

第十七条に次の一項を加える。

2　規程第百四十六条の二十三第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　送受波器（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計された極海域航行船に備えるものに限る。）は、海氷から保護するための措置が講じられているものであること。

二　前項第一号から第十二号までに掲げる要件

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第八条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「消防員装具」を「消防員装具及び消防員用持運び式双方向無線電話装置」に、「第三十三条」を「第三十三条の二」に、「第十四節　可燃性ガス検定器（第三十六条・第三十七条）」を「第十四節　可燃性ガス検定器（第三十六条・第三十七条）　第十五節　雑則（第三十七条の二）」に改める。

第二章第十二節の節名を次のように改める。

第十二節　消防員装具及び消防員用持運び式双方向無線電話装置

第二章第十三節中第三十三条の次に次の一条を加える。

（消防員用持運び式双方向無線電話装置）

第三十三条の二　極海域を航行する第一種船等又は第三種船等に備え付ける消防員用持運び式双方向無線電話装置は、低温によりその性能に支障を生じないものでなければならない。

第二章第十四節の次に次の一節を加える。

第十五節　雑則

（極海域を航行する船舶の消防設備に必要な事項）

第三十七条の二　極海域を航行する第一種船等又は第三種船等に備え付ける消防設備は、防寒服、手袋等を着用した状態で操作等行うのに支障がないものでなければならない。

2　極海域を航行する第一種船等又は第三種船等に備え付ける消防設備の消火剤は、その使用目的に応じ、適切なものでなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第三条第三項の規定は、適用しない。

2　現存船については、この告示による改正後の船体及び排水設備の材料の要件を定める告示、船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示、船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示、船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（第三条第三項及び第十二条の規定を除く。）及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査（船舶安全法施行規則第二十五条第三項の準備を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例によることができる。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

公　告

諸　事　項

免責許可決定

平成２８年（フ）第１３７０号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目９番33号
破産者　安野　武久
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３４号
福岡市早良区次郎丸３丁目２番９号
破産者　西田　修敬
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５２号
福岡県春日市春日公園１丁目36番地　春日公園団地18棟303号
破産者　近藤　香代
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５４号
福岡市中央区平尾５丁目20番３―303号
破産者　中島　加奈
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５４号
福岡市東区唐原２丁目19番12―603号
破産者　井形　仁
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６１号
福岡市西区小戸４丁目28番４―608号
破産者　千葉　克己
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３８０号
福岡県宗像市日の里１丁目10番地１　101棟608号
破産者　北丸　榮
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３８７号
福岡市西区周船寺１丁目18番８―202号、住民票上の住所福岡県糸島市篠原西２丁目８番１号
破産者　和泉　正信
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９５号
福岡市早良区原３丁目６番27号
破産者　高橋真由美
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部